

○不破消防組合消防職員服制及び被服貸与規則

昭和44年3月20日規則第2号

改正

昭和49年4月1日規則第6号

(総則)

第1条 この規則は、消防職員(以下「職員」という。)の服制及び被服の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(服制)

第2条 職員の服制は、別表第1のとおりとする。

(被服の貸与等)

第3条 管理者は、職員に対し、その事務を処理するために必要な被服を貸与するものとする。

2 貸与する被服の品目、数量、貸与期間及び使用期間は、別表第2のとおりとする。

3 被服は、消防長が管理者から一括受領し、これを職員に貸与するものとする。

(貸与期間の計算)

第4条 被服の貸与期間の計算は、被服を貸与した翌月から起算するものとする。

ただし、既に他の職員が貸与を受けて使用した被服を貸与する場合は、既に他の職員が貸与を受けて使用した期間を除くものとする。

(被服の着用)

第5条 被服の貸与を受けた職員(以下「貸与職員」という。)は、勤務時間中にこれを着用しなければならない。

(被服の保管等)

第6条 貸与職員は、貸与期間中貸与された被服(「貸与被服」という。)を自己の責任において保管し、その保全に留意しなければならない。

(弁償責任等)

第7条 貸与職員は、貸与被服を紛失し、破損した時は、すみやかにその理由を消防長を経由して管理者に届け出なければならない。

2 貸与職員は、貸与被服を紛失し、又は破損したときは、その程度に応じ弁償しなければならない。ただし管理においてやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額を減免することがある。

(被服の管理)

第8条 消防長は、貸与した被服の状況を明確にするため、被服貸与台帳(別記様式1)により、当該状況を整理するものとする。

(被服の返還)

第9条 貸与職員は、貸与期間の満了したときは、又はその期間満了前において、職員でなくなったとき(休職の場合を含む。)は、遅滞なく貸与された被服を返還しなければならない。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年規則第6号)

この規則は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

別表第1（第2条関係）

冬 帽	色又は地質	黒色又は濃紺の毛織物
	製 式	<p>円形とし、前ひさし及びあごひもは黒色皮製とする。</p> <p>あごひもの両端は帽の両側において金色金属製消防章各1個でとめる。</p> <p>形状は、図のとおりとする。</p>
	き 章	<p>銀色金属製消防章をモール製金属桜で抱くようにする。大地は地質と同様とする。</p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>
	周 章	<p>帽の腰まわりは、黒色のなな子織りを巻き、消防指令以上の場合には、じや腹組金線及びじや腹組黒色線を、消防司令補の場合には、じや腹組黒色線を巻くものとする。</p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>
夏 帽	色又は地質	灰又は茶褐の合成繊維の織物
	製 式	<p>円形とし、前ひさし及びあごひもは、地質と類似色の皮製とする。あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各1個でとめる。天井の両側に各2個のはと目をつけ、通風口とする腰は、藤づるあみとし、すべり革には、所用の通風口をつける。</p> <p>天井の内側には、汚損よけをつける。</p> <p>形状は、冬帽と同様とする。</p>
	き 章	冬帽と同様とする。台地は地質と同様とする。
	周 章	帽のまわりに、地質と類似色のなな子織を巻くものとする。

略 帽	色又は地質	冬（合）帽及び盛夏帽と同様とする。
	製 式	前ひさし及びあごひもは、地質と同じものとする。 あごひもの両端は、帽の両端において色金属製消防章各1個でとめる。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	き 章	銀色金属製消防章とする。台地は地質と同様とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
保 安 帽	色又は地質	黒色又は銀の強化合成樹脂又は堅ろうな材質
	製 式	かぶと型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置をつける。 前後部にひさしを、あごひもは、合成繊維とする。 形状は、図のとおりとする。
	き 章	銀色金属製消防章とする。台地は地質と同じものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	周 章	帽のまわりに1条ないし3条の白又は赤の反射線をつける。 寸法は、図のとおりとする。
	色又は地質	冬帽と同様とする。
	前 面	折りえり 胸部は二重とし、消防章をつけた金色金属製ボタン各3個を2行につける。前面の左に2個、右に1個ポケットをつけ、下部左右のポケットにはふたをつける。

冬服	上衣	製式		形状は、図のとおりとする。
			階級章	<p>黒色毛織物又は黒色金属製とし、上下両線に金属刺しゅう状を施し、中央に平織金線（消防士長及び消防士の階級章にはつけない。）及び銀色消防章をつける。</p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>
			消防長章	<p>銀の大地とし、金色線3条及び黒色線2条を配し、中央にいぶし銀色の桜葉及び銀みがきの桜花で囲んだはめ込みの金色消防章を配する。</p> <p>消防長章は、階級章の上部につける。</p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>
			そで章	<p>黒色しま織1条に消防司令補以上はじや腹組金線1条を消防士長はじや腹組銀1条を表半分にまとい、その下部に消防司令以上の場合には、金色金属製消防章をつける。</p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>
			えり章	左えりに、市町村を表徴するバッチ1個をつける。
	ズボン	色又は地質		上衣と同様とする。
		製式		<p>長ズボンとし、両もも及び右側後方に各1個のポケットをつける。</p> <p>形状は図のとおりとする。</p>
		色又は地質		盛夏帽と同様とする。
			前面	<p>開きん（小びらき式）の長そで又は半そでとする。</p> <p>地質と類似色のボタン4個を1行につける。</p>

	上 衣	製式	ポケットは、胸部左右に各1個として、ふたをつけボタンでとめる。 形状は図のとおりとする。
		肩章	外側の端を肩の縫目に縫いこみ、えり側を地質の類似色のボタン1個でとめる。
		そで	長そでカフスつきボタン留めとする。
	ズボン	色又は地質	上衣と同様とする。
		製式	冬ズボンと同様とする。
作業服	上 衣	色又は地質	濃紺の合成繊維
		製式	開きん（小開き式）の長そでとする。 形状は図のとおりとする。
	ズボン	色又は地質	上衣と同様とする。
		製式	長ズボンとし、両もも前方及び右側後方に各1個のポケットをつけ、すそ口に止めバンドをつける。 形状は図のとおりとする。
防 火 衣	色又は地質	防火帽しころと同様とする。	
	製式	折りえりラグランそで式バンドつきとする。 肩及びその前後に耐衝撃材を入れ、上前は、5個のフックとし、ポケットは左右側腹部に各1個をつけふたをつける。 形状は図のとおりとする。	
	色又は地質	冬服と同様とする。	
		折りえり 胸部は2重として、消防章をつけた	

外とう	製式	<p>金色ボタン各3個を2行につけ、胴にはバンドをつける。</p> <p>ポケットは左右に各1個斜めにつけ、後面はすそを裂くものとする。</p> <p>えり部に頭巾どめの黒色ボタン5個をつけ、頭巾に鼻おおい1個及び黒色ボタン3個をつける。</p> <p>そで章は、冬服上衣そで章と同様とする。</p> <p>形状は頭のとおりとする。</p>
	色又は地質	黒又は濃紺の防火布
雨衣	製式	<p>折りえり</p> <p>胸部は2重として、地質と類似のボタン各3個を2行につけ、胸にはバンドをつける。ポケット左右に各1個斜めにつけ、後面はすそを裂くものとする。</p> <p>頭きん及び頭きん止めは、外とうと同様とする。そでにそでバンドをつけ、一端を内側の縫い目に縫い込み、他の一端は、地質と類似のボタンでとめる。</p> <p>形状は頭のとおりである。</p>
ネクタイ		黒又は濃紺の織物
手袋		白の織物
バンド		<p>革又は合成繊維とし、前金具の中央には消防章をつける。</p> <p>形状は図のとおりとする。</p>
くつ		<p>黒色革の短ぐつ又は半長靴とし、防火用は、銀色又は黒色のゴム製長靴（踏み抜き防止板をそう入する。）</p>
		<p>表紙は、黒色の革製又はこれに類似するものとする。</p> <p>中央上部に消防章を、その下に消防本部名を、それぞれ金色で表示し、背</p>

<p style="text-align: center;">消防手帳</p>	<p>部に鉛筆差しを設け、その下端に長さ45センチメートルの黒色のひもをつけ、表紙内側には、名刺入れをつける。</p> <p>用紙は、恒久用紙と記載用紙とに分け、いずれも差し換え式とし、その枚数は、恒久用紙10枚、記載用紙80枚とする。</p> <p>形状寸法は、図のとおりとする。</p>
---	---

備考

訓練服については、この準則に定める作業服をもってあてることができる。

別表2（第3条関係）

品名		数量	貸期間	使用期間	備考	
冬服		1着	3年	11月1日から翌年5月31日まで	濃紺	
帽子	制帽	冬帽	1個	3年	冬服に準ずる。	濃紺
		夏帽	1個	3年	盛夏服に準ずる。	灰色
	略帽	冬帽	1個	3年	冬服に準ずる。	濃紺
		夏帽	1個	3年	盛夏服に準ずる。	灰色
外とう		1着	5年	11月1日から翌年3月31日まで	濃紺	
保安帽		1個	7年	年間	銀色	
雨衣		1着	3年	常時必要なとき	黒又は濃紺	
作業服		1着	1年	常時必要なとき	灰又は濃紺	
皮半長靴		1足	3年	年間	黒色	
ゴム半長靴		1足	2年	年間	灰又は濃紺	
ネクタイ		1本	1年	冬服に準ずる。	濃紺	
手袋		1足	1年	常時必要なとき。	白色	
階級章		2個	1年	年間		
消防手帳		1個	在職中	年間		
夏略衣		1着	1年	6月1日から9月20日まで	灰色	

別記様式 1

被服貸与台帳	年 度		貸与年限	
品 名			数量	
階 級	氏 名	貸与年月日	返還年月日	備考
適 用				